

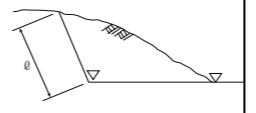
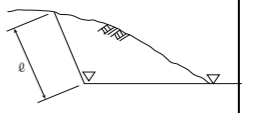
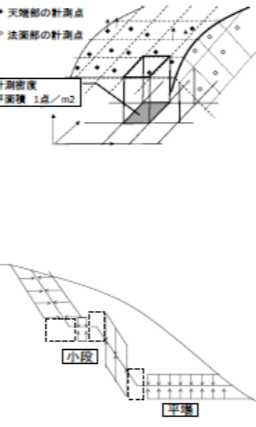
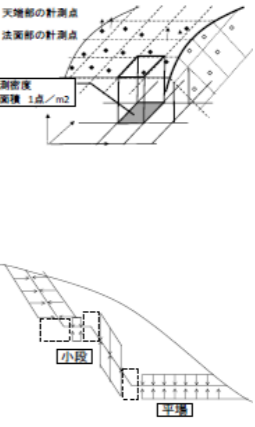

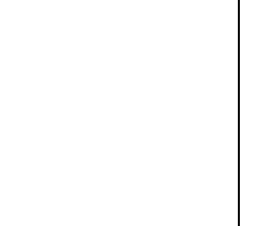
新潟県土木工事標準仕様書(その2) 土木工事施工管理基準 新旧対照表

ページ	【現行(令和3年度)】土木工事施工管理基準 新潟県	【改定(令和4年度)】土木工事施工管理基準 新潟県	改定理由
4	<p>7. その他</p> <p>(2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)</p> <p>ICT技術を試行した場合の出来形管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について(通知)」(令和3年10月12日付け技第700号)の規定によるものとする。</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。</p> <p>河川浚渫工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編」の規定によるものとする。</p> <p>地盤改良工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地 地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>7. その他</p> <p>(2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)</p> <p>ICT技術を試行した場合の出来形管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について(通知)」(令和4年10月12日付け技第703号)の規定によるものとする。</p> <p>ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地 地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>諸基準類の改定にともなう</p>

注) なお、出来形管理基準表の(測定基準・箇所)欄に記載された文中の軽微な誤植(例:又は→または)のみの修正は新旧対照表に表示していない。

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	諸基準類の改定にもなう
						法長ℓ	ℓ<5m										-200	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。				
							ℓ≥5m										法長-4%					
			2	掘削工（面管理の場合）	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2	2	掘削工（面管理の場合）	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2	諸基準類の改定にもなう					
					平場	標高較差						±50	±150									
					法面（小段含む）	水平または標高較差						±70	±160									
			3	掘削工（水中部）（面管理の場合）	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2	3	掘削工（水中部）（面管理の場合）	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2	諸基準類の改定にもなう					
					平場	標高較差						±50	+300以下									
					法面（小段含む）	水平または標高較差						±70	+300以下									

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）

改定（令和4年度版）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は各法層で測定。		1-2-3-3	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法層で測定。		1-2-3-3	諸基準類の改定にもなう		
							法長ℓ											ℓ<5m					-100	法長-2%
																		ℓ≧5m					法長-2%	
							幅 w ₁ , w ₂											-100						
			2	盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	1-2-3-3	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	1-2-3-3	諸基準類の改定にもなう					
							天端										標高較差			-50	-150			
							法面 4割<勾配										標高較差			-50	-170			
							法面 4割≧勾配 (小段含む)										標高較差			-60	-170			
							※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの										2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。							
			4	盛土補強工 (補強土（テールアルメ）壁工法） (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-3-4	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	4	盛土補強工 (補強土（テールアルメ）壁工法） (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-3-4	誤植					
						厚 さ t										-50								
						控 え 長 さ										設計値以上								
5	法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	1-2-3-5	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	5	法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	1-2-3-5	誤植								

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

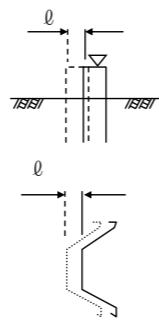
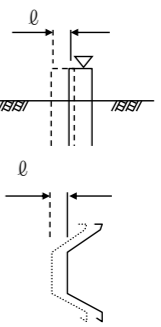
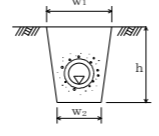
現行（令和3年度版）

改定（令和4年度版）

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）																
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由				
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見取図による。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	諸基準類の改定にともなう				
						法長ℓ	ℓ<5m										-200									
							ℓ≥5m										法長-4%									
						幅 w	-100																			
																	平均値	個々の計測値					1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2	諸基準類の改定にともなう
						平場	標高較差										±50	±150								
			法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160																				
			法面（軟岩1）（小段含む）	水平または標高較差	±70	±330																				
					平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2	諸基準類の改定にともなう																
			平場	標高較差	±50	±150																				
			法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160																				
			法面（軟岩1）（小段含む）	水平または標高較差	±70	±330																				
		平均値	個々の計測値	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見取図による。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4					諸基準類の改定にともなう															
3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽									±50														
			法長ℓ				ℓ<5m	-100																		
							ℓ≥5m	法長-2%																		
幅 w ₁ , w ₂	-100																									
		平均値	個々の計測値				1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4	諸基準類の改定にともなう																
天端	標高較差	±50	±150																							
法面（小段含む）	標高較差	±80	±190																							
		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4					諸基準類の改定にともなう															
天端	標高較差	±50	±150																							
法面（小段含む）	標高較差	±80	±190																							

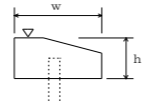
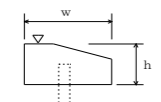
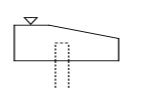
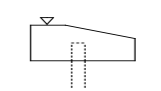
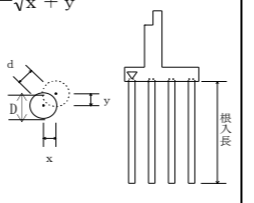
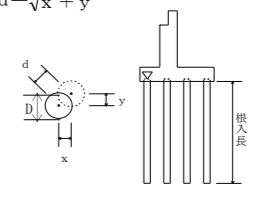
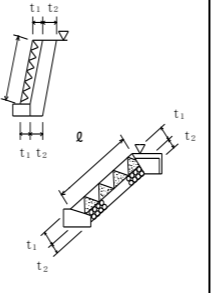
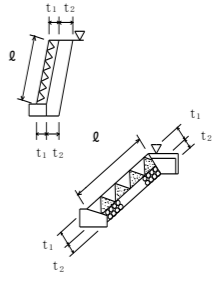
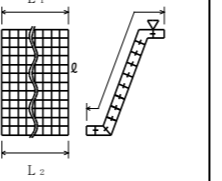
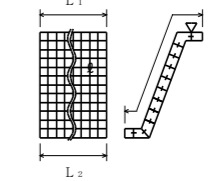
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
3	1	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-4	3	1	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-4	諸基準類の改定にともなう
						根入長	設計値以上															
						変位ℓ	100															
3	1	3	5	29	側溝工 (縁石・アスカープ)	延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-1-3-5	3	1	3	5		側溝工 (縁石・アスカープ)	延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-1-3-5	諸基準類の改定にともなう
						3	1										3	29				
延長L	-200																					
3	1	3	29	3	側溝工 (暗渠工)			基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-29	3	1	3	29			3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30
						幅 w ₁ , w ₂	-50															
						深さ h	-30															
						延長L	-200															

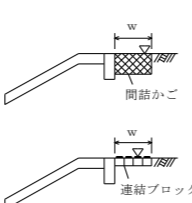
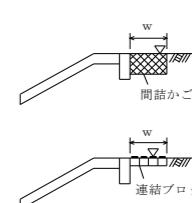
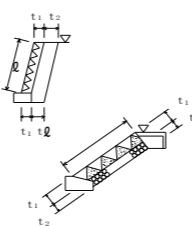
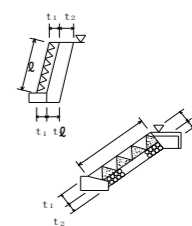
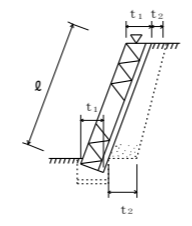
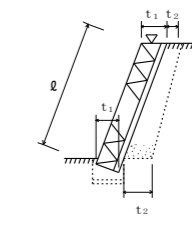
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）								改定（令和4年度版）								改定理由							
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番		工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	4	基礎工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-4-3	3	4	基礎工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-4-3	諸基準類の改定にともなう
							幅 w	-30															
		高さ h	-30																				
		延長 L	-200																				
		3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-4-3	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-4-3	諸基準類の改定にともなう					
					延長 L	-200																	
4	基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-1-4-4	4	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-1-4-4	諸基準類との整合				
					根入長	設計値以上																	
					偏心量 d	100以内																	
					傾斜	1/100以内																	
					杭径 D	設計値以上																	
5	石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	5	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	諸基準類の改定にともなう				
					法長ℓ	ℓ<3m								-50									
						ℓ≥3m								-100									
					厚さ（ブロック積張） t ₁	-50																	
					厚さ（裏込） t ₂	-50																	
					延長 L	-200																	
		3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	5	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	諸基準類の改定にともなう				
					法長 ℓ	-100																	
					延長 L ₁ , L ₂	-200																	

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由							
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要					
3	土木工事共通編	1	一般施工	5	石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	3	1	一般施工	5	石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	諸基準類の改定にともなう
								幅 w	-100	幅 w											-100						
								延長 L	-200	延長 L											-200						
		4	緑化ブロック工	4	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	4	緑化ブロック工	4	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	諸基準類の改定にともなう					
							法長φ	φ<3m									-50	φ<3m					-50				
								φ≥3m									-100						φ≥3m	-100			
							厚さ（ブロック） t ₁	-50									厚さ（ブロック） t ₁	-50									
							厚さ（裏込） t ₂	-50									厚さ（裏込） t ₂	-50									
							延長 L	-200									延長 L	-200									
		5	石積（張）工	5	5	石積（張）工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	5	石積（張）工	5	5	石積（張）工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	諸基準類の改定にともなう					
							法長φ	φ<3m									-50	φ<3m					-50				
								φ≥3m									-100						φ≥3m	-100			
							厚さ（石積・張） t ₁	-50									厚さ（石積・張） t ₁	-50									
							厚さ（裏込） t ₂	-50									厚さ（裏込） t ₂	-50									
							延長 L	-200									延長 L	-200									

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由								
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種		測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8	8	4	半たわみ性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8	諸基準類の改定にともなう
						8	5	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の見取図による延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8	8	5	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の見取図による延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8	諸基準類の改定にともなう
						8	7	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取図による延長80m以下の間隔で測定することができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-8	8	7	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取図による延長80m以下の間隔で測定することができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-8	3-1-6-8
						8	9	半たわみ性舗装工（基層工）	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取図による延長80m以下の間隔で測定することができる。		3-1-6-8	8	9	半たわみ性舗装工（基層工）	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取図による延長80m以下の間隔で測定することができる。		3-1-6-8	3-1-6-8
						8	11	半たわみ性舗装工（表層工）	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取図による延長80m以下の間隔で測定することができる。		3-1-6-8	8	11	半たわみ性舗装工（表層工）	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取図による延長80m以下の間隔で測定することができる。		3-1-6-8	3-1-6-8
												平坦性			3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下									3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
8	6	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8	8	6	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8	諸基準類の改定にともなう						

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種		測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3	土 木 工 事 共 通 編	1	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアを 採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書に示す延長 80m以下の間隔で測定することが できる。	3-1-6-9	3	土 木 工 事 共 通 編	1	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアを 採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書に示す延長 80m以下の間隔で測定することが できる。	3-1-6-9	諸基準類の改定にともなう
						幅	-50	-50	-	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測定の管理 方法を用いることができる。																					
						9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安 定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。	3-1-6-9	9						7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安 定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。	3-1-6-9		
						幅	-50	-50	-	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測定の管理 方法を用いることができる。																					
		9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。	3-1-6-9	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。	3-1-6-9											
		幅	-25	-25	-	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測定の管理 方法を用いることができる。																									
		9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。	3-1-6-9	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。	3-1-6-9											
		幅	-25	-25	-	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測定の管理 方法を用いることができる。																									
		平坦性	-	-	3mプロフィール メーター (a)2.4mm以下 直読式(足付 き) (a)1.75mm以 下	-	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測定の管理 方法を用いることができる。																								
		9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工編多点計測技 術(面管理の場合)」に基づき出来形 管理を実施する場合、その他本基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす 計測方法により出来形管理を実施する 場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	3-1-6-9	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	3-1-6-9											
		厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)舗装工編多点計測技 術(面管理の場合)」に基づき出来形 管理を実施する場合、その他本基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす 計測方法により出来形管理を実施する 場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	3-1-6-9	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測定の管理 方法を用いることができる。																		
		9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工編多点計測技 術(面管理の場合)」に基づき出来形 管理を実施する場合、その他本基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす 計測方法により出来形管理を実施する 場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	3-1-6-9	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	3-1-6-9											

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由															
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
3	1	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50			基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書に測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	3-1-6-10	3-1-6-10	3	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50			基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-1-6-10	諸基準類の改定にともなう													
							厚 さ	t < 15cm	-30								-10																		
								t ≥ 15cm	-45								-15																		
							幅										-100	-																	
							10	3	透水性舗装工 (表層工)								厚さ	-9	-3																
																		幅					-25	-											
				10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm +90 -70 +50 -10			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-1-6-10	3-1-6-10	3	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm +90 -70 +50 -10			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-1-6-10	諸基準類の改定にともなう													
								厚さあるいは標高較差	t ≥ 15cm	±90							+50 -15																		
									t < 15cm	+90 -70							+50 -10																		
								厚さあるいは標高較差									±90	+50 -15																	
								10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)							厚さあるいは標高較差	-20	-3																
																		幅					-25	-											
11	1	グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-6-11	3-1-6-11	3	1	グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-6-11	諸基準類の改定にともなう														
				幅			-50								-50	-	-																		
				11	3	グーラスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ								-9	-12	-3	-4																	
															幅			-25				-25	-	-											
				11	3	グーラスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ								-9	-12	-3	-4				幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-6-11	3-1-6-11	3	3	グーラスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3-1-6-11	諸基準類の改定にともなう
															幅			-25											-25	-	-				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由							
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種		測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
3	1	6	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-11	3	1	6	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3-1-6-11		
						幅	-25	-25	-	-																	
						平坦性	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																				
11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-11	3	1	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-11	諸基準類の改定にともなう				
11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-11	3	1	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-11	諸基準類の改定にともなう				
11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-11	3	1	6	11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-11	諸基準類の改定にともなう				
			平坦性	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																							

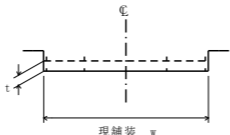
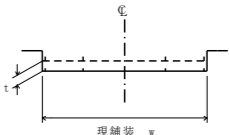
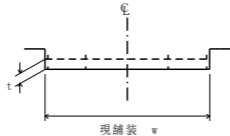
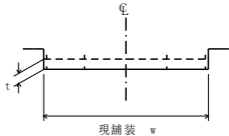
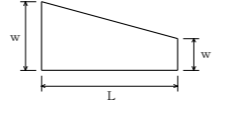
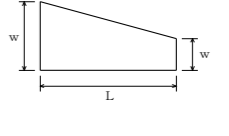
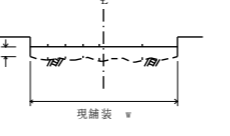
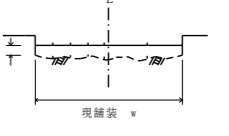


新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由						
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	1	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の見取図による延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は用いない。	3-1-6-12	3	1	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の見取図による延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は用いない。	3-1-6-12	諸基準類の改定にともなう
						厚 さ			-45										-15							
						幅			-50										—							
				3	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の見取図による延長80m以下の間隔で測定することができる。							コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-1-6-12						
								幅			-50										—					
3	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12															
				厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15				1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-1-6-12													
3	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12																
3	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12																

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要		
3	1	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2		3-1-6-15	3	1	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2		3-1-6-15	諸基準類の改定にともなう		
						幅 w	-25	-									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。							
				厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		3-1-6-15	15					2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)		3-1-6-15		諸基準類の改定にともなう	
				幅 w	-25	-																		
16					舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所		3-1-6-16	16				舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所		3-1-6-16		諸基準類の改定にともなう
							延長 L	-100																
							厚さ t	該当工種																
						舗設工	幅 w	-25																
							延長 L	-100																
							厚さ t	該当工種																
17	1		1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高との差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。		3-1-6-17	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高との差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。		3-1-6-17	諸基準類の改定にともなう						
					幅 w	-25																		
					延長 L	-100																		
					平坦性	-							3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下											
17	2		2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-1-6-17	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3		3-1-6-17	諸基準類の改定にともなう					
					平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																	
					厚さあるいは標高較差	-20	-3																	
					平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																	

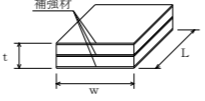
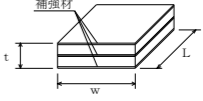
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由																		
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要																
3	土木	工事	7	2	路床安定処理工	基準高 ▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-1-7-2	3	土木	工事	7	2	路床安定処理工	基準高 ▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-1-7-2	諸基準類の改定にともなう																
						施工厚さ t	-50																															
						幅 w	-100																															
						延長 L	-200																															
						4	2										表層安定処理工（ICT施工の場合）	基準高 ▽					特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-1-7-4	7	地盤	改良工	4	2	表層安定処理工（ICT施工の場合）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-1-7-4	諸基準類の改定にともなう
						法長 phi	-500																															
	天端幅 w	-300	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）																																			
	天端延長 L	-500																																				
	9	3	固結工（中層混合処理工）	基準高 ▽	設計値以上	1,000㎡～4,000㎡につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000㎡以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。		3-1-7-9	7	地盤	改良工	9	3	固結工（中層混合処理工）	基準高 ▽	設計値以上	1,000㎡～4,000㎡につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000㎡以下、または施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。		3-1-7-9	諸基準類の改定にともなう																		
	施工厚さ t	設計値以上																																				
	幅 w	設計値以上																																				
	延長 L	設計値以上																																				

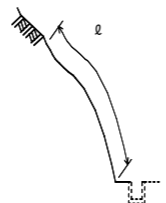
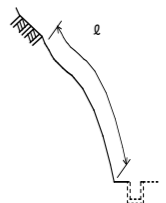
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要		
3	土木工事	1	12	1	1	鑄造費（金属支保工）	上下部鋼構造トポとの接	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定	3-1-12-1	3	土木工事	1	12	1	1	鑄造費（金属支保工）	上下部鋼構造トポとの接	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支保便覧参照	3-1-12-1	参照基準の追記
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	1以下															
								中心距離	≤1000mm											1以下				
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	1.5以下															
								孔の直径	≤100mm											+3 -1				
								孔の直径	>100mm											+4 -2				
								孔の中心距離※1	JIS B 0403-1995 CT13															
								ボスの直径	+0 -1															
								ボスの高さ	+1 -0															
								ボスの直径	+0 -1															
								ボスの高さ	+1 -0															
								上巻の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13															
								全移動量※4	φ≤300mm											±2				
									φ>300mm											±φ/100				
								組立高さH	上, 下面加工仕上げ											±3				
						構造用コンクリート	H≤300mm	±3																
							H>300mm	(H/200+3)小数点以下切り捨て																
						普通寸法	鑄放し長さ寸法※2)、※3)	JIS B 0403-1995 CT14																
							鑄放し肉厚寸法※2)	JIS B 0403-1995 CT15																
							削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級																
	ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級																						
12	工場製作	1	2	2	鑄造費（大型ゴム支保工）	幅w 径D 長さL 直	w, L, D ≤500	0~+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支保の厚さ（t）の最大相対誤差 	3-1-12-1	12	工場製作	1	2	2	鑄造費（大型ゴム支保工）	幅w 径D 長さL 直	w, L, D ≤500	0~+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支保の厚さ（t）の最大相対誤差 詳細は道路橋支保便覧参照 	3-1-12-1	参照基準の追記		
							500 < w, L, D ≤1500mm	0~+1%																
							1500 < w, L, D	0~+15																
							t ≤20mm	±0.5																
							20 < t ≤160	±2.5%																
							160 < t	±4																
							相対誤差	w, L, D ≤1000mm										1						
								1000mm < w, L, D										(w, L, D)/1000						

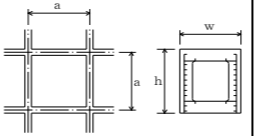
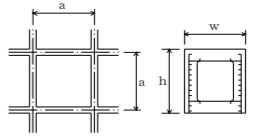
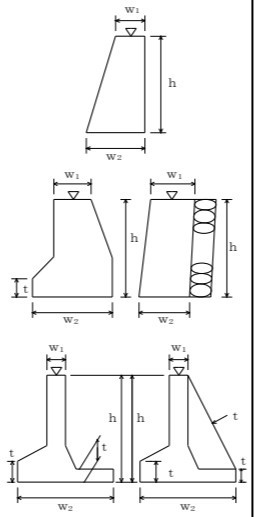
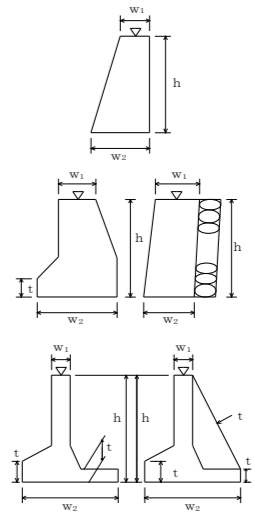
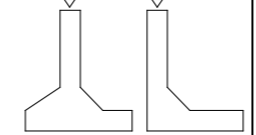
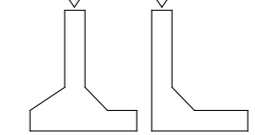
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由			
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
3	1	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-14-2		3	1	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-14-2	諸基準類の改定にともなう
						盛土法長ℓ	ℓ≧5m	法長の-4%										ℓ<5m	-100	ℓ≧5m			
							延長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。								延長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
14	法面工 共通	2	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-14-2		14	法面工 共通	2	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-14-2	諸基準類の改定にともなう
						厚さ t	t<5cm	-10										t≧5cm	-20	t<5cm			
											延長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。								延長 L	
14	法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ	ℓ<3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-14-3			14	法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ	ℓ<3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-14-3		
					厚さ t	t<5cm	-10										t≧5cm	-20	t<5cm				-10
										延長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。								延長 L		-200

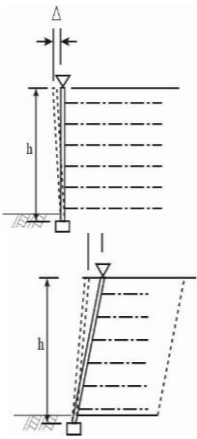
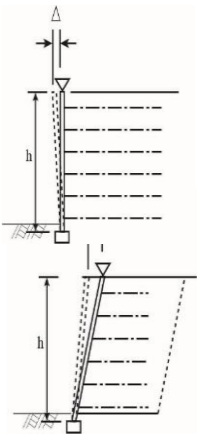
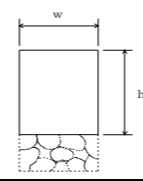
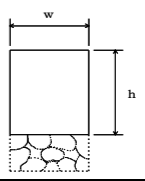
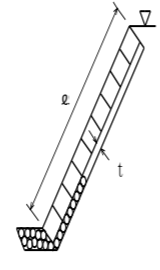
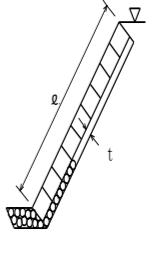
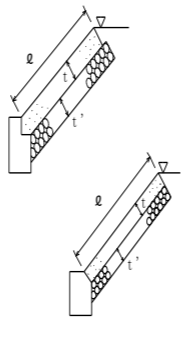
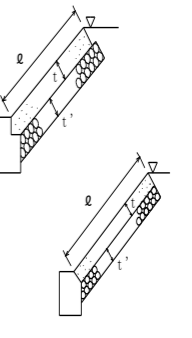
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）									改定（令和4年度版）									改定理由												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要								
3	土木工事共通編	1	14	4	1	法粋工 (現場打法粋工) (現場吹付法粋工)	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100		3-1-14-4 曲線部は設計図書による	3	1	土木工事共通編	14	4	1	法粋工 (現場打法粋工) (現場吹付法粋工)	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100		3-1-14-4 曲線部は設計図書による	諸基準類の改定にともなう						
								$\phi \geq 10m$	-200											$\phi \geq 10m$	-200									
							幅 w		-30										高さ h		-30				枠中心間隔 a		± 100	延長 L		-200
					(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	± 50		3-1-15-1	15	擁壁工共通	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	± 50		3-1-15-1													
厚さ t		-20	裏込厚さ		-50	幅 w_1, w_2								-30	高さ h				$h < 3m$	-50	延長 L		-200							
																			$h \geq 3m$	-100										
					プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50								3-1-15-2				15	擁壁工共通	2	プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50		3-1-15-2				
																												延長 L		-200

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
3	1	15	3	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-15-3		3	1	15	3	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-15-3	誤謬
		高さh				h<3m	-50											h≥3m	-100				
		16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。 計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		3-1-16-3				16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。 計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		3-1-16-3	諸基準類の改定にともなう
		標高較差				0以下	+400以下																
4	1	7	4	4	護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		4-1-7-4		4	1	7	4	4	護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		4-1-7-4	諸基準類の改定にともなう
		高さ h				-30																	
5	1	6	4	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		5-1-6-4		5	1	6	4	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		5-1-6-4	諸基準類の改定にともなう
		法長ℓ				ℓ<5m	-100											ℓ≥5m	ℓ×(-2%)				
1	6	5	5	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		5-1-6-5		1	6	5	5	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		5-1-6-5	諸基準類の改定にともなう
						法長ℓ	ℓ<3m											-50	ℓ≥3m				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要		
8 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	8-2-4	8 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	8-2-4	諸基準類の改定にともなう
						厚さ	t < 15cm	-30										-10						
							t ≥ 15cm	-45										-15						
						幅	-100	—																
					歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。	8-2-4	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工						厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	8-2-4	諸基準類の改定にともなう		
						幅	-25	—																

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

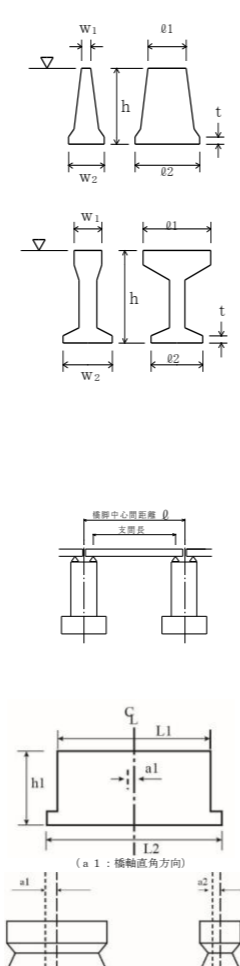
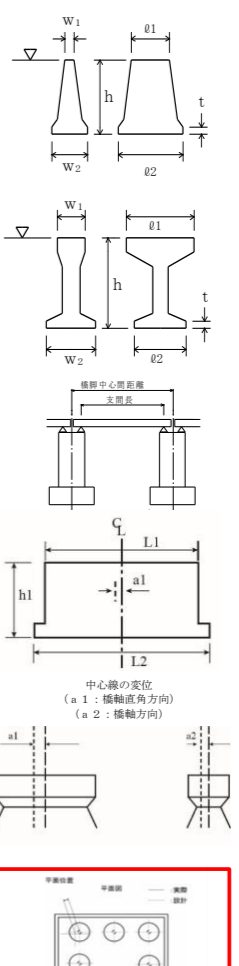
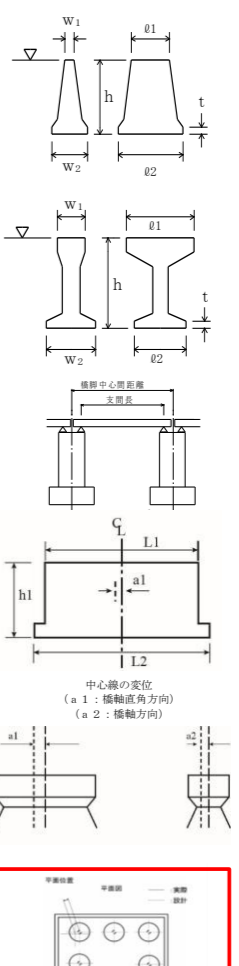
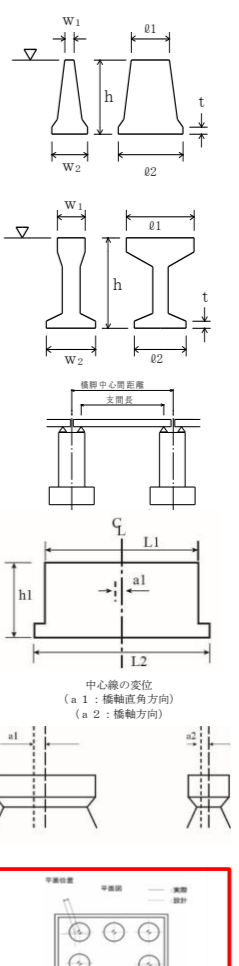
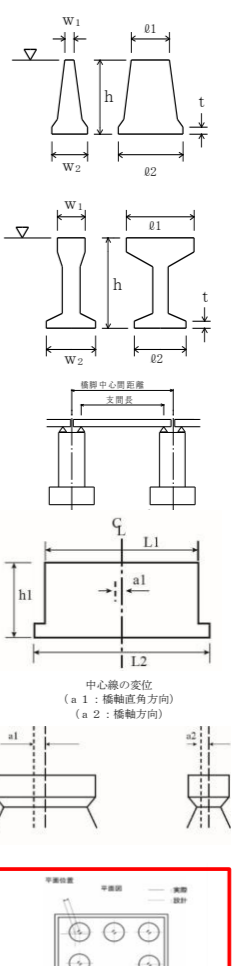
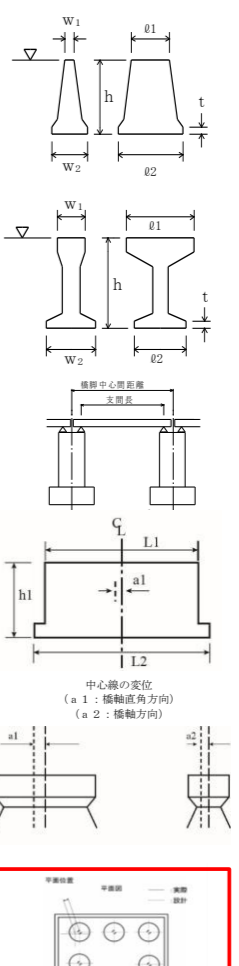
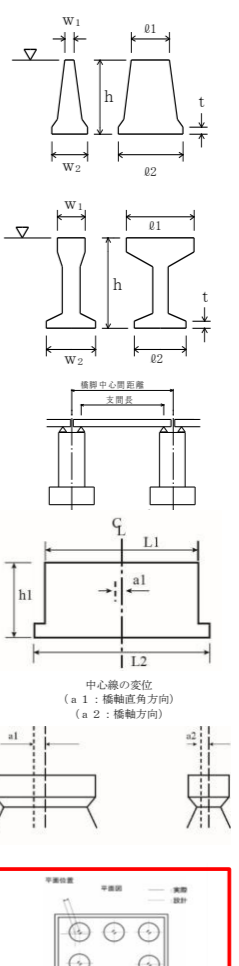
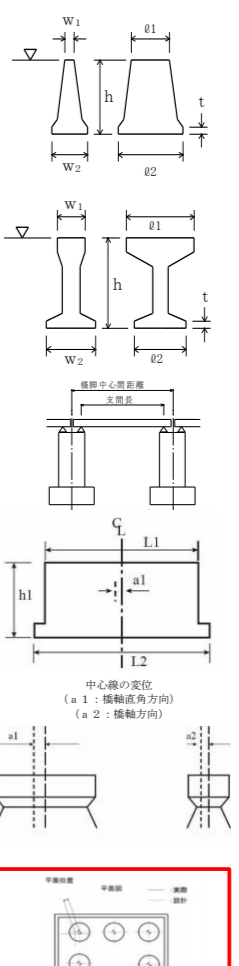
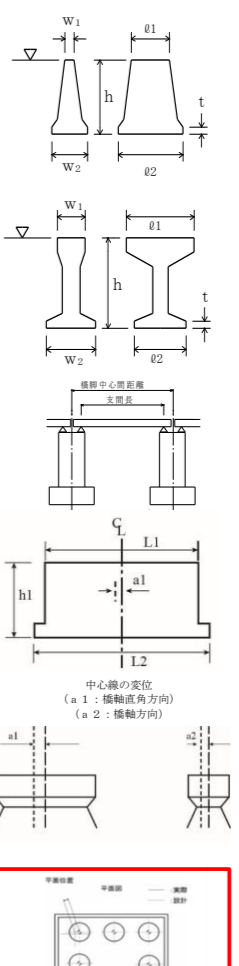
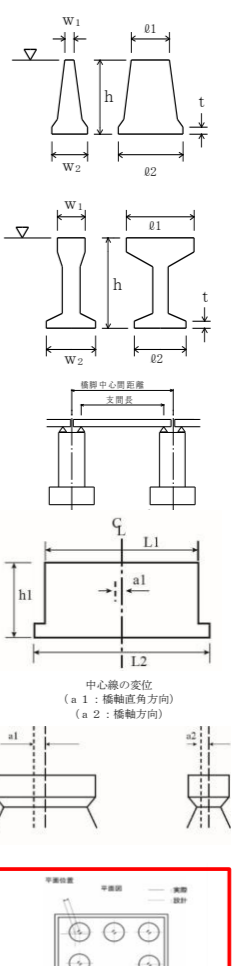
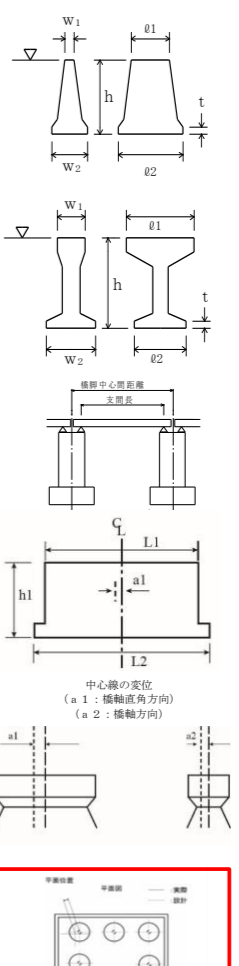
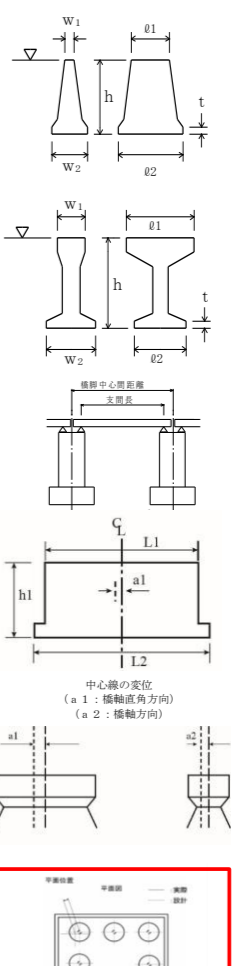
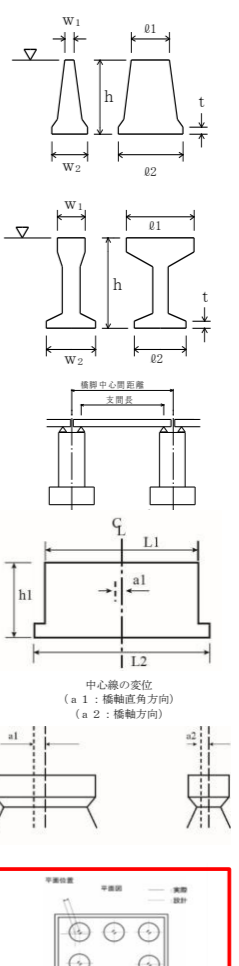
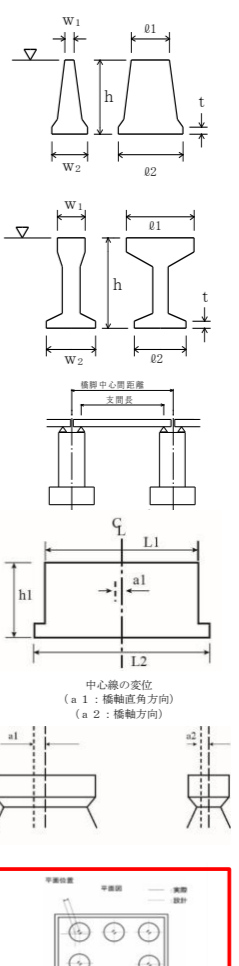
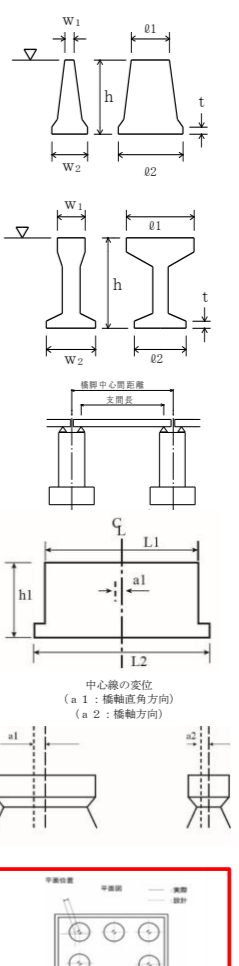
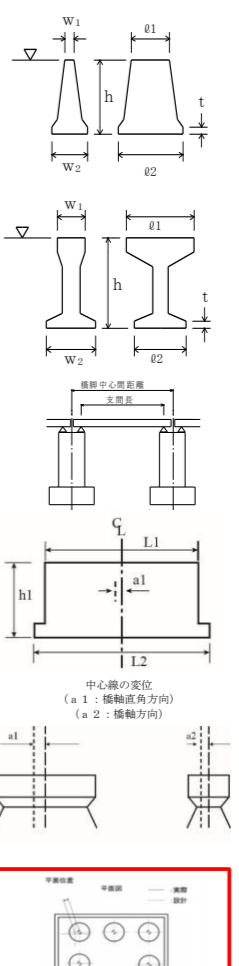
現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要		
8 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	8-2-5-9		8 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	8-2-5-9		諸基準類の改定にともなう		
						延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。									延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
8 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。	8-3-6-8	8 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。	8-3-6-8		アンカーボルトの計測位置の明確化			
						厚さt	-20										厚さt					-20		
						天端幅w ₁ (橋軸方向)	-10										天端幅w ₁ (橋軸方向)					-10		
						天端幅w ₂ (橋軸方向)	-10										天端幅w ₂ (橋軸方向)					-10		
						敷幅w ₃ (橋軸方向)	-50										敷幅w ₃ (橋軸方向)					-50		
						高さh ₁	-50										高さh ₁					-50		
						胸壁の高さh ₂	-30										胸壁の高さh ₂					-30		
						天端長l ₁	-50										天端長l ₁					-50		
						敷長l ₂	-50										敷長l ₂					-50		
						胸壁間距離l	±30										胸壁間距離l					±30		
						支間長及び中心線の変位	±50										支間長及び中心線の変位					±50		
						支保部アンカーボルトの規格値	計画高										+10~-20					支保部アンカーボルトの箱抜き規格値 の平面位置は咨座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	計画高	+10~-20
							平面位置										±20						平面位置	±20
							アンカーボルト孔の鉛直度										1/50以下						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下

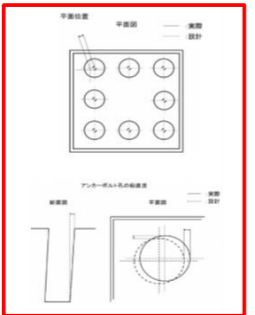
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）

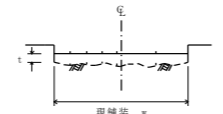
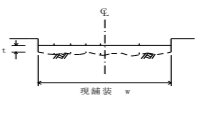
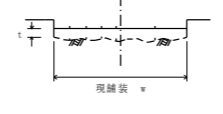
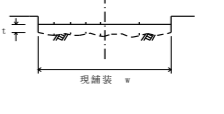
改定（令和4年度版）

現行（令和3年度版）					改定（令和4年度版）					改定理由																																																																									
編	章	節	条	枝番	編	章	節	条	枝番																																																																										
8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	8-3-7-9	アンカーボルトの計測位置の明確化																																																																							
					基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工		9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	8-3-7-9																																																														
					厚さ t	-20									橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	8-3-7-9																																																							
					天端幅 w_1 (橋軸方向)	-20									橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。								8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	8-3-7-9																																																	
					敷幅 w_2 (橋軸方向)	-50									橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。														8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	8-3-7-9																																											
					高さ h	-50									橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。																				8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	8-3-7-9																																					
					天端長 l_1	-50									橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。																										8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	8-3-7-9																															
					敷長 l_2	-50									橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。																																8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	8-3-7-9																									
					橋脚中心間距離 l	± 30									橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。																																						8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	8-3-7-9																			
					支間長及び中心線の変位	± 50									橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。																																												8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	8-3-7-9													
					支保部アンカーボルトの規格値	計画高									+10~-20																																																	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	8-3-7-9						
						平面位置									± 20																																																	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。								8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	8-3-7-9
						アンカーボルト孔の鉛直度									1/50以下																																																	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。														8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)
支保部アンカーボルトの規格値	計画高	+10~-20	支保部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は省座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。		8 道路 編	3 橋梁 下部						7 RC 橋脚 工			9																																																	1																			橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)
支保部アンカーボルトの規格値	平面位置	± 20	アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。					8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9		1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)																																																																					測定項目
支保部アンカーボルトの規格値	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下	アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。													8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)																																																														測定項目
支保部アンカーボルトの規格値	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下	アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。																			8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)																																																								測定項目



新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
						測定項目	個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)										測定項目	個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)				
8	13	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		8-13-4-5	8	13	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		8-13-4-5	諸基準類の改定にもなう
						厚さ t (オーバーレイ)	-9																	
						幅 w	-25																	
						延長 L	-100																	
						平坦性	-	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																
			5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		8-13-4-5	5	13	4	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		8-13-4-5	諸基準類の改定にもなう
						厚さ t (オーバーレイ)	-9																	
						幅 w	-25																	
						延長 L	-100																	
						平坦性	-	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																

新潟県土木工事標準仕様書(その2) 土木工事品質管理基準 新旧対照表

ページ	【現行(令和3年度)】 土木工事品質管理基準 新潟県	【改定(令和4年度)】 土木工事品質管理基準 新潟県	改定理由
172	<p>品質管理基準及び規格値 目次</p>	<p>品質管理基準及び規格値 目次</p> <p>4 基礎工 178 5 場所杭工 178 6 既成杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式） 178</p> <p>注) なお、工種番号7番以後については、工種番号のみ変更となる項目は新旧対照表に表示していない。</p>	<p>新規追加 新規追加 新規追加</p>

令和4年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	現行(令和3年度版)							工種	改定(令和4年度版)							改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘要
								4 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること			中掘り杭工法(セメントミルク噴出攪拌方式)、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値(オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める	新規追加 道路橋示方書・同解説構造IV編 平成29年11月 P456~P458
								5 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による			孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する	新規追加 杭基礎施工便覧 令和2年9月 P316
								6 既成杭工(中掘り杭工コンクリート打設方式)	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による			泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状況を再確認し、必要に応じて再処理する。	新規追加 道路橋示方書・同解説構造IV編 平成29年11月 P502
11 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	14 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	誤植	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。					または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		誤植		

令和4年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	現行(令和3年度版)							工種	改定(令和4年度版)							改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	試験成績表等による確認	15 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	試験成績表等による確認	誤植
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。						または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
20 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	試験成績表等による確認	23 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	試験成績表等による確認	誤植	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。						または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。			1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。
34 中層混合処理工 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない。	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS G 0191	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	試験成績表等による確認	37 中層混合処理工 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない。	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS A 1225	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	誤植
35 鉄筋挿入工	施工	必須	引き抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。	試験成績表等による確認	38 鉄筋挿入工	施工	必須	引き抜き試験(受入れ試験)引き抜き試験(適合性試験)	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。	誤植	

新潟県土木工事標準仕様書(その2) 写真管理基準(案) 新旧対照表

ページ	【現行(令和3年度)】 写真管理基準	【改定(令和4年度)】 写真管理基準	改定理由
219	写真管理基準(案)	写真管理基準(案)	
221	2.撮影	2.撮影	
221	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)	
221	ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について(通知)」(令和3年10月12日付け技第700号)の規定によるものとする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について(通知)」(令和4年10月12日付け技第703号)の規定によるものとする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	実施要領の改訂による
222	3 整理提出	3 整理提出	
222	撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。	撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「新潟県電子納品実施要領」(令和4年3月24日付け技第801号)に基づくものとする。 また、撮影頻度以上に撮影した写真や編集、つなぎ写真の元写真も原本としてネガCDに格納し提出すること。	県の要領通知との整合
291 ～ 304	デジタル写真管理情報基準(案) [令和2年3月]	削除	

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）				改定（令和4年度版）				改定理由		
撮影箇所一覧表(全体)				撮影箇所一覧表(全体)						
区分	写真管理項目		摘要	区分	写真管理項目		摘要			
	撮影項目	撮影頻度[時期]			撮影項目	撮影頻度[時期]				
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	工事履行届けに添付する(工事写真帳への電子納品とは別に紙納品[朱書き・引き出し線あり]する)	工事写真帳とは別である旨を明記	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕		完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕			
施工状況	工事施工中	施工中の写真	工種、種別ごとに設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	施工状況	工事施工中	施工中の写真	工種、種別ごとに設計図書、施工計画書に従い施工していること(施工方法、使用機械など)が確認できるように適宜 〔施工中〕		撮影対象の明確化	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 (規制状況がわかる全体的な設置状況) 〔設置後〕	1枚毎の接写は不要		
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕			各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 (保安状況がわかる全体的な設置状況) 〔設置後〕			
					掲示物	設置状況	建設業許可証 労災保険成立表 建退協適用現場 施工体系図 など諸法令等で定められたもの	掲示物全体1回〔設置後〕	掲示物の区別がつくように撮影する(1枚毎の接写は不要)	撮影対象の明確化(追記)
					建設副産物等	搬出状況	状況 許可番号	処分場等搬入時 種別毎1回(1台)		撮影対象の明確化(追記)
					営繕施設等	設置状況	現場事務所 資材庫 トイレ等	設置状況全景1回〔設置後〕 (離れている場合は施設毎に1回)		撮影対象の明確化(追記)

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）					改定（令和4年度版）					改定理由
撮影箇所一覧表（品質管理）					撮影箇所一覧表（品質管理）					
番号	工種	写真管理項目		適用	番号	工種	写真管理項目		適用	
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕				撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
					37	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 〔試験実施中〕		工種追加
							土の一軸圧縮試験	材料毎に1回 〔試験実施中〕		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由			
撮影箇所一覧表(出来形管理)										撮影箇所一覧表(出来形管理)													
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】													
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			概要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			概要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度					
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-2	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-2	誤植			
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回〔掘削後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影							法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回〔掘削後〕		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回〔掘削後〕		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。							3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。							
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-3	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-3	誤植				
							「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要								「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要								
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回〔掘削後〕		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影		
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由					
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）															
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】															
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要						
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度							
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-2	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-2	誤植					
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影				法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。															「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-3	1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-3	誤植					
							「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要									・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。				
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕															法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。																		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表(出来形管理)										撮影箇所一覧表(出来形管理)										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕				
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕						
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕				
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕						

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表(出来形管理)										撮影箇所一覧表(出来形管理)										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	5	アスファルト舗 装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-1-6-7	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	5	アスファルト舗 装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	1	半たわみ性舗 装工(下層路 盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	1	半たわみ性舗 装工(下層路 盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕						

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表(出来形管理)										撮影箇所一覧表(出来形管理)										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表(出来形管理)										撮影箇所一覧表(出来形管理)										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	4	半たわみ性舗 装工(加熱ア スファルト安定 処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	4	半たわみ性舗 装工(加熱ア スファルト安定 処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						校正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								校正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						校正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								校正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕						

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路 盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路 盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石 灰)安定処理 工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石 灰)安定処理 工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表(出来形管理)										撮影箇所一覧表(出来形管理)										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファ ルト安定処理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファ ルト安定処理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-10	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-10	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕						

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	1	グー スア スフ ァ ルト 舗 装 工 (加 熱 ア ス フ ァ ルト 安 定 処 理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-11	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	1	グー スア スフ ァ ルト 舗 装 工 (加 熱 ア ス フ ァ ルト 安 定 処 理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-11	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	1	コン クリ ート 舗 装 工 (下 層 路 盤 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	1	コン クリ ート 舗 装 工 (下 層 路 盤 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	1	6	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3	1	6	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3	1	6	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3	1	6	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	4	コンクリート舗 装工 (アスファルト 中間層)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	4	コンクリート舗 装工 (アスファルト 中間層)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	5	コンクリート舗 装工 (コンクリート舗 装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	5	コンクリート舗 装工 (コンクリート舗 装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕								スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕								鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕								平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						目地段差	1工事に1回								目地段差	1工事に1回		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								転圧状況	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
						厚さ	1工事1回 〔実施中〕								厚さ	1工事1回 〔実施中〕		
					平坦性	1工事1回 〔実施中〕								平坦性	1工事1回 〔実施中〕			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表(出来形管理)										撮影箇所一覧表(出来形管理)										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]				
3	1	6	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-1-6-12	3	1	6	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕								鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕				
						横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕								横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕				
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部 タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕								縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部 タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕				
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕								平坦性	1工事に1回〔実施中〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
						目地段差	1工事に1回								目地段差	1工事に1回				
3	1	6	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3	1	6	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕				
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	2	薄層カラー舗 装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤 工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	2	薄層カラー舗 装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤 工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	3	薄層カラー舗 装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	3	薄層カラー舗 装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要								厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-1-6-13	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-1-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	1	6	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所につき1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	3-1-6-15	3	1	6	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所につき1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	3-1-6-15	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
3	1	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回、 又は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	3-1-7-9	3	1	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回、 又は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	3-1-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
3	1	14	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長、 幅、 高さ、	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	3-1-14-4	3	1	14	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長、 幅、 高さ、	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	3-1-14-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。